

## 様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input checked="" type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	北上市
4. 届出番号	18
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kitakami.iwate.jp/life/kurashi_tetsuduki/todokede_shomei/mynum">http://www.city.kitakami.iwate.jp/life/kurashi_tetsuduki/todokede_shomei/mynum</a>

執行機関名 北上市長

知事等(教育委員会)が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北上市行政手続における個人番号の利用等条例(平成27年条例第33号)別表第1 第5の項 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第1条	北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例(平成26年条例第16号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例(平成26年条例第16号) 北上市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定規則(平成27年規則第13号)

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 1 号	北上市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定規則第3条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務	北上市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定規則第3条の規定による子どものための教育・保育給付認定に関する事務

## 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 1 号 ロ	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1章の2第2条第2項第1号、北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例第13条第4項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 1 号 ハ	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1章の2第2条第2項第1号、北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例第13条第4項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	この事務は、補助執行規程に基づき市長部局の職員に補助執行させるものである。
----	---------------------------------------